

◎消費者安全法

(平成二十二年六月五日法律第五〇号)

一、提案理由(平成二十二年三月一七日・衆議院消費者問題に関する特別委員会)

○野田国務大臣 消費者行政を担当する大臣として一言申し上げるとともに、消費者庁関連三法案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最後に、消費者安全法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

近年、消費者の需要はますます多様化し、かつ高度化しており、それに伴い、多種多様の事故やトラブルが生じるようになってきております。その中には、生命身体に重篤な被害が生じたものや多額の財産的被害が生じたものも多数含まれており、その被害の回復には困難が伴います。

そこで、国、地方公共団体その他の関係者が一体となって消費者の生命、身体、財産の安全の確保に関する総合的な施策を推進し、国民が安全、安心な消費生活を営むことができる社会

を実現していくことが喫緊の課題となっております。このため、消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立と、当該情報に基づく適確な法執行の確保を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本方針を策定するものとしております。

第二に、都道府県及び市町村は、消費生活相談、消費者安全の確保のために必要な情報の収集、提供等の事務を行うこととし、これを行うための施設または機関として消費生活センターを、都道府県は設置し、市町村は設置するよう努めることとしております。

第三に、行政機関、都道府県、市町村及び国民生活センターは、生命身体に関する重大事故が発生した旨の情報を得た場合は直ちに消費者庁に通知することとする等、消費者庁による情報の集約体制を整備するとともに、消費者庁はこれを分析し、取りまとめ結果の概要を公表することとしております。

第四に、集約した情報をもとに、内閣総理大臣は、法律に基づく措置の実施が被害の発生、拡大の防止のために必要と認めるときは、当該措置の実施を関係各大臣に求めることができる

ようにするとともに、このような法律の対象とならない、いわゆるすき間事案であって、生命身体に関する重大事故に係るものについては、みずから事業者に対し必要な措置をとる勧告をし、また、急迫する危険があるときは、その原因となった商品の譲渡の禁止措置等をとることができることとしております。以上が、消費者庁関連三法案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二十二年四月一七日)

○船田元君 ただいま議題となりました消費者庁関連三法案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………
次に、消費者安全法案は、消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立及び当該情報に基づつ的確な法執行の確保を図るものであります。

消費者庁関連三法案は、第百七十回国会に提出され、継続審査となっていたもので、去る三月十七日本会議において趣旨説

消費者安全法

明及び質疑が行われた後、同日の本委員会において野田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

翌十八日に民主党提出の二法案とともに一括して審議に入り、同日に麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、さらに参考人から数度にわたって意見を聴取したほか、四月六日には北海道及び兵庫県においていわゆる地方公聴会を開催し、昨十六日には再度麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、およそ六十時間に及ぶ熱心かつ慎重な審査を行いました。

同日消費者庁関連三法案について質疑を終局した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の六党派共同提案により、消費者庁関連三法案に対してそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

その主な内容は、
消費者庁設置法の題名を消費者庁及び消費者委員会設置法に改めること、

消費者庁の任務に関し、消費者基本法に定める消費者の権利の尊重等の基本理念にのっとり行うことを明記すること、

消費者政策委員会の名称を消費者委員会とすることとし、内閣府本府に置き、あわせてその委員の権限行使の独立性を規定すること、

内閣総理大臣に対する勧告及び建議並びに関係行政機関の長に対する報告徴求、資料提出要求等を規定するなど同委員会の権限を強化すること、

消費者安全の確保に関し、消費生活に関する教育活動を加えること、

内閣総理大臣は、国会に対し、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を報告しなければならないこと等であります。

その後、原案及び修正案について討論を行い、各案について順次採決しました結果、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案はいずれも全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、三法案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二二年四月一六日)

○岸田委員 たいま議題となりました消費者庁設置法案に対する修正案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案及び消費者安全法案に対する修正案の三案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公

明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の六会派の提出者を代表いたしまして、その提案の理由及び概要について御説明申し上げます。

この委員会では、政府提出の三法律案及び民主党提出の二法律案について、参考人質疑、地方公聴会を含め、およそ六十時間も及ぶ熱心な審査を行ってまいりました。また、理事会や理事懇談会におきまして、オブザーバーをも含めた全会派の代表者による真摯で精力的な修正協議が、昼夜を分かたずに、連日行われました。そして、本日、全会派共同提案による修正案が提出されることとなりましたことは、今後の消費者政策の推進にとりまして、非常に重要な意味のあることであると考えております。

以下、各修正案について、それぞれその提案の理由及び概要を御説明申し上げます。
……………(略)……………

最後に、消費者安全法案に対する修正案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この修正案は、冒頭に御説明した設置法の修正と相まって、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限の明確化、強化を図り、より一層の消費者安全の確保を図ろうとするものであります。

その概要は、まず第一に、国及び地方公共団体の責務について、消費者安全の確保に関する施策の推進過程の透明性を確保するための措置として、消費者事故等に関する情報の開示を追加するとともに、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつその協力を得るための活動として、消費生活に関する教育活動を加えることとしております。

第二に、内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約、分析した場合における公表の対象は、その取りまとめた結果の概要ではなく結果とするとともに、内閣総理大臣は、国会に対しても、その取りまとめた結果を報告しなければならないものとするとしております。

第三に、消費者委員会は、消費者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生または拡大の防止に関して勧告をすることができることとしております。

また、消費者委員会がみずからの勧告に基づいて適切な措置がとられたかどうかを確認できるよう、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

第四に、附則において、重大事故等の範囲について、消費者の財産に対する重大な被害を含め検討を加える旨の検討条項を

消費者安全法

設けることとしております。

以上が、各修正案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年四月一六日)

(消費者庁及び消費者委員会設置法(平二二法四八)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二十二年五月二九日)

○草川昭三君 ただいま議題となりました三法律案の委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、消費者安全法案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、基本方針の策定、地方公共団体の消費生活相談等の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、消費者庁設置法案について、題名を消費者庁及び消費者委員会設置法に改めること、消費者庁に設置することとしていた消費者政策委員会を内閣府の審議会

等として消費者行政全般に対する監視機能を有する消費者委員会に改めること、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、題名を改めるほか、消費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の明確化を図るとともに、消費者政策委員会の名称変更等に伴う規定の整備を行うこと、消費者安全法案について、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限の明確化を図ること、消費者委員会の内閣総理大臣に対する権限を強化すること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、野田国務大臣から趣旨説明を、修正案提出者衆議院議員岸田文雄君より衆議院の修正部分の説明をそれぞれ聴取した後、麻生内閣総理大臣の出席を求めるとともに、野田国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行いました。

また、学識経験者等八名の参考人から意見を聴取したほか、消費者の利益の擁護及び増進のため、地方の現場で活躍する方々八名をお招きして公聴会を開会いたしました。さらに、参考人及び公述人の意見を踏まえ、野田国務大臣、修正案提出者及び参考人に対する質疑を行うなど熱心な審査が行われました。

委員会における主な質疑の内容は、消費者庁の司令塔機能を

發揮させるための体制整備、消費者委員会の監視機能の実効性確保、消費者委員会による事業者からの情報収集の在り方、消費者教育の重要性、国民生活センターの機能強化、地方消費者行政の充実に向けた国の支援、被害者救済制度の早期検討の必要性等であります。

質疑を終局し、三法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して大河原委員、自由民主党及び公明党を代表して小池理事、日本共産党を代表して大門委員、社会民主党・護憲連合を代表して近藤委員よりそれぞれ賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、三法律案に対し三十四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年五月二十八日)

(消費者庁及び消費者委員会設置法(平二一法四八)の附帯決議と一括して掲載)